

VII 施設機能診断業務

施設機能診断業務特別仕様書記載例

施設機能診断業務特別仕様書記載例	
項目	内容
第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条	〇〇事業〇〇業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
(目的) 第1-2条	(目的) 本業務は、〇〇農業水利事業で造成された施設の〇〇を行うものである。
(場所) 第1-3条	本業務において対象とする施設の場所は、〇〇県〇〇市(郡)〇〇町(村)地内で、別添位置図に示すとおりである。
(土地の立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
(低入札価格契約における 第三者照査) 第1-5条	(記載例-1) 1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2) 〇〇農政局において、〇〇年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3) 〇〇農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ア 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある イ 人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者 4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

作成要領及び留意事項		
内容	契約書	共通仕様書
<ul style="list-style-type: none"> 本記載例における農業水利施設とは、開水路、暗渠、水路トンネル、パイプラインとこれらに附帯するコンクリート構造物及び、頭首工や用排水機場のコンクリート構造物の部分をいう。 なお、機能診断業務における現地作業に適用する共通仕様書は無いため、現地作業実施に際し必要な事項はこの特別仕様書に記載するものとする。 	第1条	第1-1条
(記入例) <ul style="list-style-type: none"> この業務は、〇〇農業水利事業で造成された施設の機能診断調査を行うとともに、施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた機能保全計画書の作成を行うものである。 		
<ul style="list-style-type: none"> 〇〇には、当該業務の対象となる施設の場所を記載する。 		
<ul style="list-style-type: none"> 土地の立入り等に係る制約条件及び補償については、特に必要な場合に記入する。 	第13条	第1-16条
【予定価格が1,000万円を超える場合】 ※機能診断業務にかかる設計業務で照査技術者の配置を定める場合		

施設機能診断業務特別仕様書記載例																
項 目	内 容															
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-6条	<p>6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。</p> <p>7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録 共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。</p> <p>8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。</p> <p>(記載例-2) 1 別紙〇に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。 2～8</p>															
	<p>本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <p>(1) 審査項目 a)～c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備 等</p>															
(一般事項) 第1-7条	<p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p>															
(管理技術者) 第1-8条	<p>1 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技 術 部 門</th> <th>選 択 科 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載例-1) 2 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。</p> <p>(記載例-2) 2 別紙〇に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。</p>		資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学														
	農業	農業土木、農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															

作成要領及び留意事項			
内 容		契約書	共通仕様書
<p>【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 ※機能診断業務にかかる設計業務で照査技術者の配置を定める場合</p> <p>・2～8は（記載例-1）と同じ</p> <p>【技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う対象業務である場合】 ※機能診断業務にかかる設計業務</p> <p>・業務請負契約書や共通仕様書に記載されていない事項で、機能診断作業の内容に応じ、必要なものを記載する。</p>		第10条	第1-6条
<p>・記載例における「技術部門」及び「選択科目」は代表例を示したものであり、業務内容に応じて適切に指定すること。 ・技術士で、記載例の「技術部門」及び「選択科目」以外の部門を含めて指定する場合は、別紙表-1を参考に追記する。 ・シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）で、「農業土木」以外の部門を含めて指定する場合も、別紙表-1を参考に追記する。</p> <p>【予定価格が1,000万円を超える場合】 ※機能診断業務にかかる調査業務</p> <p>【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 ※機能診断業務にかかる調査業務</p>			

施設機能診断業務特別仕様書記載例																
項 目	内 容															
(照査技術者) 第1-9条	<p>1 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技 術 部 門</th> <th>選 択 科 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。 (1) 業務計画作成時 (2) 機能診断評価時 (3) 機能保全計画検討時 (4) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合</p> <p>3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。</p>		資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学														
	農業	農業土木、農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															
(担当技術者) 第1-10条	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。															
(配置技術者の確認) 第1-11条	<p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>															
(保険加入) 第1-12条	受注者は、共通仕様書第1-37条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。															
(技術員等の配置) 第1-13条	<p>本業務は、現場技術業務の実施要領等について（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領に基づく業務において調整等の対象とする業務である。</p> <p>配置する技術員等の氏名等については、別に通知する。</p>															

作成要領及び留意事項			
内 容		契約書	共通仕様書
<ul style="list-style-type: none"> 本条（照査技術者）は、当該業務で照査技術者の配置を定める場合に記載する。 記載例における「技術部門」及び「選択科目」は代表例を示したものであり、業務内容に応じて適切に指定すること。 技術士で、記載例の「技術部門」及び「選択科目」以外の部門を含めて指定する場合は、別紙表－1を参考に追記する。 シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）で、「農業土木」以外の部門を含めて指定する場合も、別紙表－1を参考に追記する。 <p>・その他必要と判断される節目を記入する。</p>		第11条	第1-7条
<ul style="list-style-type: none"> 機能診断調査業務と設計業務を一括発注する場合は、設計業務の担当技術者の報告は共通仕様書第1-8条による。 測量業務と一括発注する場合は、測量作業について測量作業規定により作業計画等の中で従事技術者の報告があるので省略する。 			第1-8条
<p>現場技術業務（事業促進型）の調整等の対象とする業務の場合に記載する。</p> <p>なお、業務契約時に技術員等を示していなくても、必要に応じて打合簿等で通知することができる。</p>			第1-11条 第1-12条
			第1-37条

施設機能診断業務特別仕様書記載例																													
項目	内容																												
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	<p>本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>発行所</th> <th>制定(改訂)年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>農業水利施設の機能保全の手引き</td> <td>(一社) 農業土木事業協会</td> <td>令和5年4月</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」</td> <td>農林水産省農村振興局</td> <td>平成28年8月</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」</td> <td>農林水産省農村振興局</td> <td>平成28年8月</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」</td> <td>農林水産省農村振興局</td> <td>平成28年8月</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル」</td> <td>農林水産省農村振興局</td> <td>平成28年8月</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>農業水利施設の長寿命化のための手引き</td> <td>農林水産省農村振興局</td> <td>平成27年11月</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名称	発行所	制定(改訂)年月	1	農業水利施設の機能保全の手引き	(一社) 農業土木事業協会	令和5年4月	2	農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」	農林水産省農村振興局	平成28年8月	3	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」	農林水産省農村振興局	平成28年8月	4	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」	農林水産省農村振興局	平成28年8月	5	農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル」	農林水産省農村振興局	平成28年8月	6	農業水利施設の長寿命化のための手引き	農林水産省農村振興局	平成27年11月
番号	名称	発行所	制定(改訂)年月																										
1	農業水利施設の機能保全の手引き	(一社) 農業土木事業協会	令和5年4月																										
2	農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」	農林水産省農村振興局	平成28年8月																										
3	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」	農林水産省農村振興局	平成28年8月																										
4	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」	農林水産省農村振興局	平成28年8月																										
5	農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル」	農林水産省農村振興局	平成28年8月																										
6	農業水利施設の長寿命化のための手引き	農林水産省農村振興局	平成27年11月																										
(設計条件) 第2-2条	<p>本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>(3) 現地調査を行う時期は下記に示す期間を予定しているが、施設内へ立入る日程等、詳細については監督職員と打合せた後、実施するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>作業予定期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 仮設工については、現地調査作業一覧表のとおり見込んでいるが、現地状況により変更が生じた場合は監督職員と協議する。</p> <p>(5) 水路等調査対象施設は落水状態を想定しているが、作業上支障となる状態が発生した場合は監督職員と協議する。</p> <p>(6) 坑内又は管内調査を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。</p>	施設名	作業予定期間	備考																									
施設名	作業予定期間	備考																											

作成要領及び留意事項																		
内	容	契約書	共通仕様書															
	<ul style="list-style-type: none"> 適用する図書の名称、発行所及び制定(改訂)年月を記入する。 「農業水利施設の機能保全の手引き」は必ず記入する。 改訂年月は、最新のものを記入する。 																	
	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査が可能な期間について可能な限り明確に記載する。 <p>なお、施設管理者、関係機関と事前に十分な調整を行い、協力体制を整えておくものとする。</p> <p>(記入例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>作業予定期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇水路</td> <td>〇年〇月〇日～〇月〇日</td> <td>通水停止期間 〇月〇日～〇月〇日 (止水時作業可能時間は〇時間)</td> </tr> <tr> <td>〇〇排水路</td> <td>〇年〇月〇日～〇月〇日</td> <td>通水停止期間 〇月〇日～〇月〇日</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 立入に許可が必要な施設及び施錠されている施設がある場合は追記する。 <p>(記入例)</p> <p>立入許可が必要な施設は次のとおりであり、施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員と日程調整を行うものとする。 施設名 〇〇〇 管理者 〇〇〇</p> <p>(記入例)</p> <p>施錠されている施設は次のとおりであり、施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員と日程調整を行うものとする。 施設名 〇〇〇 管理者 〇〇〇 水替工、換気設備、仮設足場、マンホール開閉など、仮設が必要となる場合はその旨を具体的に記載する </p>	施設名	作業予定期間	備考	〇〇水路	〇年〇月〇日～〇月〇日	通水停止期間 〇月〇日～〇月〇日 (止水時作業可能時間は〇時間)	〇〇排水路	〇年〇月〇日～〇月〇日	通水停止期間 〇月〇日～〇月〇日								
施設名	作業予定期間	備考																
〇〇水路	〇年〇月〇日～〇月〇日	通水停止期間 〇月〇日～〇月〇日 (止水時作業可能時間は〇時間)																
〇〇排水路	〇年〇月〇日～〇月〇日	通水停止期間 〇月〇日～〇月〇日																
	<ul style="list-style-type: none"> 坑内調査又は管内調査を行う場合は追記する。 <p>(記入例)</p> <p>坑内調査を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地調査作業等により発生する廃棄物等を処理施設に搬出する必要がある場合は次のとおり追記する。 <p>(記入例)</p> <p>本業務に伴い発生する建設資材廃棄物等は次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しいものは監督職員と協議する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資材 廃棄物</th> <th>処理施設名</th> <th>住所</th> <th>受け入れ時間</th> <th>事業区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇〇</td> <td>〇〇〇</td> <td>〇〇県〇〇市 〇〇番地</td> <td>〇時～〇時</td> <td>再資源化施設業者</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇</td> <td>〇〇〇</td> <td>〇〇県〇〇市 〇〇番地</td> <td>〇時～〇時</td> <td>最終処分業者</td> </tr> </tbody> </table>	建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受け入れ時間	事業区分	〇〇〇	〇〇〇	〇〇県〇〇市 〇〇番地	〇時～〇時	再資源化施設業者	〇〇〇	〇〇〇	〇〇県〇〇市 〇〇番地	〇時～〇時	最終処分業者		
建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受け入れ時間	事業区分														
〇〇〇	〇〇〇	〇〇県〇〇市 〇〇番地	〇時～〇時	再資源化施設業者														
〇〇〇	〇〇〇	〇〇県〇〇市 〇〇番地	〇時～〇時	最終処分業者														

施設機能診断業務特別仕様書記載例																								
項 目	内 容																							
	<p>(7) 保安対策 (記載例 - 1 公安委員会が認定する路線の場合) ア 配置する交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）とする。 イ 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配置場所</th> <th>交通誘導警備員</th> <th>編成</th> <th>昼夜別</th> <th>交代要員の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇地点</td> <td>〇名/日</td> <td>検定合格者〇名、 ほか〇名</td> <td>昼間</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載例 - 2 公安委員会が認定する路線以外の場合) ア 本業務に配置する交通誘導警備員は、原則として警備員法に定める警備員（指導教育責任者講習終了、指定講習または基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的知識・技能を有する者とする。 イ 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配置場所</th> <th>交通誘導警備員</th> <th>編成</th> <th>昼夜別</th> <th>交代要の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇地点</td> <td>〇名/日</td> <td>〇名</td> <td>昼間</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 現地調査の結果、新たに仮設等が必要となった場合は監督職員と協議する。</p>				配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	〇〇地点	〇名/日	検定合格者〇名、 ほか〇名	昼間	無	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要の有無	〇〇地点	〇名/日	〇名	昼間	無
	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無																			
〇〇地点	〇名/日	検定合格者〇名、 ほか〇名	昼間	無																				
配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要の有無																				
〇〇地点	〇名/日	〇名	昼間	無																				
(対象施設) 第2-3条	<p>本業務の対象となる施設の諸元は、次のとおりである。 なお、詳細については別紙調査対象施設一覧表による。</p>																							
(参考図書) 第2-4条	<p>本業務の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>図書・資料名称</th> <th>発行</th> <th>制定（改訂）年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				番号	図書・資料名称	発行	制定（改訂）年月																
番号	図書・資料名称	発行	制定（改訂）年月																					

作成要領及び留意事項																								
内 容	契約書	共通仕様書																						
<p>・警備員等の検定等に関する規則の第2条の表の5及び6の項の規定及び道路交通法第77条に基づく交通管理者との協議に基づき、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を配置する場合、交通誘導警備員の区分は交通誘導警備員Aとする。 上記以外の交通誘導警備員の区分は交通誘導警備員Bとする。</p> <p>・道路管理者との協議に基づき下記のいずれかを配置することとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>資格</th> <th>資格要件</th> <th>確認資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員（交通誘導警備員A）</td> <td>交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行った専門的知識・技能を有する者。</td> <td>交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書の写し</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>警備員指導教育責任者（交通誘導警備員B）</td> <td>警備業法における指導教育責任者講習を修了した者で、交通誘導の専門的知識・技術を有する者。</td> <td>警備員指導教育責任者資格者証の写し</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>公安委員会の指定講習を受講した者（交通誘導警備員B）</td> <td>警備業法における指定講習を受講した者で、交通誘導の知識・技能を有する者。</td> <td>指定講習の受講証明書の写し</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>法定教育を受けている者（交通誘導警備員B）</td> <td>警備業法における基本的教育及び業務別教育を受けた者で、交通誘導に関する警備業法に従事している者。</td> <td>警備員名簿及び警備員手帳（身分証明書）の写し</td> </tr> </tbody> </table> <p>発注時点でまだ協議が済んでいない場合は、「ただし、所轄警察署との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）以外の配置を求められた場合は、監督職員の指示によるものとする。」と追記する。</p>		資格	資格要件	確認資料	①	交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員（交通誘導警備員A）	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行った専門的知識・技能を有する者。	交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書の写し	②	警備員指導教育責任者（交通誘導警備員B）	警備業法における指導教育責任者講習を修了した者で、交通誘導の専門的知識・技術を有する者。	警備員指導教育責任者資格者証の写し	③	公安委員会の指定講習を受講した者（交通誘導警備員B）	警備業法における指定講習を受講した者で、交通誘導の知識・技能を有する者。	指定講習の受講証明書の写し	④	法定教育を受けている者（交通誘導警備員B）	警備業法における基本的教育及び業務別教育を受けた者で、交通誘導に関する警備業法に従事している者。	警備員名簿及び警備員手帳（身分証明書）の写し				
	資格	資格要件	確認資料																					
①	交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員（交通誘導警備員A）	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行った専門的知識・技能を有する者。	交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書の写し																					
②	警備員指導教育責任者（交通誘導警備員B）	警備業法における指導教育責任者講習を修了した者で、交通誘導の専門的知識・技術を有する者。	警備員指導教育責任者資格者証の写し																					
③	公安委員会の指定講習を受講した者（交通誘導警備員B）	警備業法における指定講習を受講した者で、交通誘導の知識・技能を有する者。	指定講習の受講証明書の写し																					
④	法定教育を受けている者（交通誘導警備員B）	警備業法における基本的教育及び業務別教育を受けた者で、交通誘導に関する警備業法に従事している者。	警備員名簿及び警備員手帳（身分証明書）の写し																					
<p>・対象施設の概要について記入する。 (記入例) 用水路（開水路・暗きょ・パイプライン） 〇〇路線 L=〇〇m 頭首工 〇箇所 揚水機場 〇箇所</p>																								
<p>・参考にする図書について記入する。 ・参考にする図書の発行所並びに制定（改訂）年月を記入する。 (記入例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図書・資料名</th> <th>発行</th> <th>制定(発行)年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2022-</td> <td>(公社)日本コンクリート工学会</td> <td>令和4年6月</td> </tr> <tr> <td>コンクリート診断技術‘23</td> <td>〃</td> <td>令和4年5月</td> </tr> <tr> <td>コンクリート標準示方書（設計編）</td> <td>(公社)土木学会</td> <td>令和5年3月</td> </tr> <tr> <td>コンクリート標準示方書（施工編）</td> <td>〃</td> <td>令和5年9月</td> </tr> <tr> <td>コンクリート標準示方書（維持管理編）</td> <td>〃</td> <td>令和5年3月</td> </tr> <tr> <td>農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】（案）</td> <td>農林水産省農村振興局整備部設計課 施工企画調整室</td> <td>令和5年3月</td> </tr> </tbody> </table>	図書・資料名	発行	制定(発行)年月	コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2022-	(公社)日本コンクリート工学会	令和4年6月	コンクリート診断技術‘23	〃	令和4年5月	コンクリート標準示方書（設計編）	(公社)土木学会	令和5年3月	コンクリート標準示方書（施工編）	〃	令和5年9月	コンクリート標準示方書（維持管理編）	〃	令和5年3月	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】（案）	農林水産省農村振興局整備部設計課 施工企画調整室	令和5年3月		第2-1条	
図書・資料名	発行	制定(発行)年月																						
コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2022-	(公社)日本コンクリート工学会	令和4年6月																						
コンクリート診断技術‘23	〃	令和4年5月																						
コンクリート標準示方書（設計編）	(公社)土木学会	令和5年3月																						
コンクリート標準示方書（施工編）	〃	令和5年9月																						
コンクリート標準示方書（維持管理編）	〃	令和5年3月																						
農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】（案）	農林水産省農村振興局整備部設計課 施工企画調整室	令和5年3月																						

施設機能診断業務特別仕様書記載例								
項 目	内 容							
(貸与資料等) 第2-5条	貸与資料は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>貸 与 資 料</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。		分 類	貸 与 資 料	数 量			
分 類	貸 与 資 料	数 量						
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第2-6条	第2-4条、第2-5条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、施設機能診断作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。							
(関連業務) 第2-7条	本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた業務成果としなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>業 務 名</th> <th>業務実施（予定）期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>△△施設機能診断業務</td> <td>○年○月○日～○月○日</td> </tr> </tbody> </table>		番号	業 務 名	業務実施（予定）期間	1	△△施設機能診断業務	○年○月○日～○月○日
番号	業 務 名	業務実施（予定）期間						
1	△△施設機能診断業務	○年○月○日～○月○日						
第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙機能診断作業項目内訳表及び現地調査作業一覧表に示すものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>作 業 項 目</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		作 業 項 目	数 量	備 考			
作 業 項 目	数 量	備 考						

作成要領及び留意事項																																	
内 容		契約書	共通仕様書																														
<ul style="list-style-type: none"> 貸与資料等について下記に限らず必要なものは適宜に追加する。 (記入例) <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>貸 与 資 料</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現況関係資料</td> <td>土地改良施設整理台帳付属図</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>測量関係資料</td> <td>事業誌、事業成績書等</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>地質関係資料</td> <td>○○地区○○水路工事設計図書及び施工管理データ</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○○地区○○水利施設状況調査業務報告書</td> <td>1部</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 維持管理記録、補修記録等は官側で用意できるものについては貸与する旨記載する。 		分 類	貸 与 資 料	数 量	現況関係資料	土地改良施設整理台帳付属図	1部	測量関係資料	事業誌、事業成績書等	1部	地質関係資料	○○地区○○水路工事設計図書及び施工管理データ	1部	その他	○○地区○○水利施設状況調査業務報告書	1部	第16条	第1-4条 第1-13条															
分 類	貸 与 資 料	数 量																															
現況関係資料	土地改良施設整理台帳付属図	1部																															
測量関係資料	事業誌、事業成績書等	1部																															
地質関係資料	○○地区○○水路工事設計図書及び施工管理データ	1部																															
その他	○○地区○○水利施設状況調査業務報告書	1部																															
<ul style="list-style-type: none"> 機能診断作業中に基準の基本的な改正が有り得るので、発注者は基準改正の情報を常に受注者に提供するように努める必要がある。 初回打合せ時に一括貸与出来ない場合は、貸与資料ごとに貸与時期を示す。 																																	
<ul style="list-style-type: none"> 同一時期に関連する業務を実施する場合に記載する。 大規模な仮設工事を別途発注する場合等においても、関連工事として記載する。 																																	
ア 機能診断作業項目内訳表には、記入例のとおり主要な作業項目を記載する。 イ 別紙機能診断作業項目内訳表及び現地調査作業一覧表には、標準的な作業内容を記載しているが、参考歩掛や他の適正と認められる実績や資料を適用している場合は、その作業項目、内容等の条件を的確に記載する。 ウ 別紙機能診断作業項目内訳表及び現地調査作業一覧表は、複数の施設を対象とする場合には必要に応じて施設毎に作成するものとする。 エ 別紙機能診断作業項目内訳表のうち実施する「作業実施」欄に○印を付す。 オ 仮設工は別途工事発注することを原則とするが、調査の実施に当たり不可分な作業であり対象金額が軽微なものを対象とする。 カ 変更時の記載方法 変更時に作業項目を追加する場合は、上記イと同様の取扱いとする。 なお、別紙現地調査作業一覧表の「数量」欄には、変更後の全ての該当作業項目に数量を記入する。 (記入例) 作業項目表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>作 業 項 目</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィルダム実施設計</td> <td>1 式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・準備作業</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・設計計画</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・貯水池及び堤体規模の検討</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・堤体の設計</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・監査廊の設計</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・○○○○</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理用道路実施設計</td> <td>200m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・○○○○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		作 業 項 目	数 量	備 考	フィルダム実施設計	1 式		・準備作業	〃		・設計計画	〃		・貯水池及び堤体規模の検討	〃		・堤体の設計	〃		・監査廊の設計	〃		・○○○○	〃		管理用道路実施設計	200m		・○○○○				
作 業 項 目	数 量	備 考																															
フィルダム実施設計	1 式																																
・準備作業	〃																																
・設計計画	〃																																
・貯水池及び堤体規模の検討	〃																																
・堤体の設計	〃																																
・監査廊の設計	〃																																
・○○○○	〃																																
管理用道路実施設計	200m																																
・○○○○																																	
<ul style="list-style-type: none"> 歩掛調査は、「国営土地改良事業等の歩掛調査要領」に基づき、原則として国の職員が行うものであるが、当該業務の受注者等に調査票等の記入を行わせる場合は、次表を作業項目表に追加する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>作 業 項 目</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩掛調査</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		作 業 項 目	数 量	備 考	歩掛調査	1式																											
作 業 項 目	数 量	備 考																															
歩掛調査	1式																																

施設機能診断業務特別仕様書記載例	
項目	内容
(現地作業内容) 第3-2条	<p>現地調査の詳細は次のとおりである。なお、詳細数量については別紙現地調査作業一覧表による。また、作業は施設管理者と調整の上で行う。</p> <p>(1) 現地踏査 事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査（定点調査）を行う調査地点、調査項目等を選定、検討する。</p> <p>(2) 現地調査（定点調査） 現地調査(定点調査)計画に基づき、近接目視と定量計測を行う。</p> <p>(3) これらの調査結果は、農業水利ストック情報データベースの登録情報データ外部入出力機能（施設機械の一次診断結果にあたっては一次診断情報入力用Excelファイル）を利用して記録するものとし、記録した電子データは成果物に含むものとする。</p>
(設計作業の留意点) 第3-3条	<p>業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>(1) 試験試料採取及び破壊検査は構造物への影響が最小限となるよう配慮するとともに、監督職員と詳細な位置について打合せのうえ決定するものとする。 なお、採取後は、既存施設の機能を損なわないよう無収縮モルタル等により復旧を行うものとする。</p> <p>(2) 現地調査及び室内試験において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。</p> <p>(3) 現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。</p> <p>(4) 対策内容の検討にあたっては、当該施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。</p> <p>(5) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(6) 第2-4条、第2-5条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(7) 機能保全対策シナリオの検討にあたっては、最新の新素材、新工法などの技術情報の収集に努めた上で、比較検討を行う。新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 https://www.nn-techinfo.jpを参照。 ・新技術情報システム（NETIS） https://www.netis.mlit.go.jp/NETISを参照。</p> <p>(8) 対象施設、関連施設及び設備が機能診断を完了している場合は、同成果の内容を確認するとともに十分に活用し効率的な作業を行う。</p> <p>(9) 対策内容の検討にあたっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討する。</p> <p>(10) 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 ・「工事工種の体系化」は https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。</p> <p>(11) 農業水利ストック情報データの作成は、機能診断情報記入用Excelファイルによる入力のほか、登録情報データ外部入出力機能等を適宜使用することを基本とするが、作業方法、内容等について監督職員と十分協議を行った上作業を行うものとする。なお、作成した電子データは成果物に含むものとする。</p>

作成要領及び留意事項			
内容		契約書	共通仕様書
<p>・左記のほか、調査対象施設毎の詳細を記載する。また、現地調査作業で一定の精度を要する調査を実施する場合は、この項目に追記する。</p> <p>・施設管理者の同行のもと作業する場合にはその旨記載する。</p> <p>(1) 農業水利施設の機能保全の手引き及びストックマネジメントマニュアルの工種別編等を参考として作業量が分るように記載する。また、地上部で確認できる変状（附帯構造物やバルブ類の変状含む）の有無や変状箇所の特定を行うとする旨記載する。</p> <p>(2) 調査方法等について、農業水利施設の機能保全の手引き及びストックマネジメントマニュアルの工種別編等を参考として作業量が分るように記載する。間接的定量調査を行う場合は、その旨記載する。</p>			
<p>・作業の留意点について必要なものは適宜追加する。</p> <p>・水替工、換気、足場工等を別工事で実施する場合は内容を記載する。</p>			

施設機能診断業務特別仕様書記載例	
項目	内容
(業務の成果品質確保対策) 第3-4条	<p>契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p> <p>(1) 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。 ・ ・</p> <p>イ 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。</p> <p>(2) 合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。</p> <p>(3) 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。</p> <p>(4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。</p> <p>(5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p>
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-5条	<p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト）」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、（1）の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p>

作成要領及び留意事項			
内	容	契約書	共通仕様書
	<p>・ 全ての業務の内、担当課長が必要と認めたもの及び工事発注に使用する設計業務を対象に、業務の成果品質確保対策として取り組む場合に記載する。</p> <p>・ 確認事項については、以下を参考に、業務内容に応じて適宜設定すること。 （ア）設計条件・前提条件 （イ）業務計画の妥当性 （ウ）スケジュール （エ）設計変更内容 （オ）その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等</p>		
	<p>・ 業務内容を考慮し、必要に応じて記載する。</p>		

施設機能診断業務特別仕様書記載例		
項 目	内 容	
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	<p>(4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用 【調査業務の場合】 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。 【設計業務の場合】 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p> <p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打ち合わせには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ() 第3回 中間打合せ() 第4回 中間打合せ() 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>(記載例-1) ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。 (記載例-2) ただし、別紙〇に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>	
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	<p>成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R等) 正副2部</p>	第1-10条
(成果物の提出先) 第5-2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 〇〇県〇〇市(郡) 〇〇町(村) 〇〇番地 〇〇農政局 〇〇事業(務) 所</p>	

作成要領及び留意事項			
内 容	契約書	共通仕様書	
<p>・打合せは、業務を円滑にするため、作業の重要な節目ごとに実施する。 ・打合せについては、()内に具体的な作業段階を記入する。 (記入例) 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ(現地調査(定点調査)計画作成時) 第3回 中間打合せ(機能診断評価時) 第4回 中間打合せ(機能保全計画検討時) 最終回 報告書原稿作成段階 ・初回打合せ時等、打合せ時に施設管理者等が同席し、施設状況や調査方法等を確認する場合はその旨具体的に記載する。 ・打合せ回数、時期については、作業内容により必要に応じ適宜増減する。</p> <p>【予定価格が1,000万円を超える場合】 ※機能診断業務にかかる設計業務、調査業務</p> <p>【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 ※機能診断業務にかかる設計業務、調査業務 ・機能診断について成果を電子成果品として取りまとめる場合は設計業務共通仕様書による。 現地作業に係る成果を電子成果品として取りまとめる場合は地質・土質調査業務共通仕様書に基づくものとし、地質・土質調査業務共通仕様書と記載する。</p> <p>・機能診断について成果を電子成果品として取りまとめる場合は設計業務共通仕様書による。現地作業に係る成果を電子成果品として取りまとめる場合は地質・土質調査業務共通仕様書に基づくものとし、地質・土質調査業務共通仕様書と記載する ・成果物の出力の提出を求める場合は以下の内容を記載する。 (2) 成果物の出力1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</p>			
			第1-17条

施設機能診断業務特別仕様書記載例		
項 目	内 容	
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第2-3条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。 (3) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (4) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (5) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (6) 履行期間の変更が生じた場合。 (7) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (8) その他</p>	
(業務スライドの試行) 第6-2条	<p>(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知) URL (「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf」) に基づく試行業務である。</p> <p>(2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</p> <p>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>(6) 予想することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</p>	
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

作成要領及び留意事項			
内 容	契約書	共通仕様書	
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との協議並びに地元協議等により手戻り作業が生じた場合、変更理由を整理する。 この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。 	第17条～ 第20条	第1-21条～ 第1-24条	
	第58条		
	第58条		

別 紙																																															
内 容		特別仕様書	共通仕様書																																												
<p>【管理技術者・照査技術者について】</p> <p>・設計業務共通仕様書第1-6条第3項、第1-7第2項による業務に該当する部門は、下記の表-1のとおりです。</p> <p>表-1 資格部門及び選択科目表</p> <p>① 技術士</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技 術 部 門</th> <th>選 択 科 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機 械</td> <td>機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器、流体機器、加工・生産システム・産業機械</td> </tr> <tr> <td>船舶・海洋</td> <td>船舶、海洋空間利用、舶用機器、船舶・海洋</td> </tr> <tr> <td>航空・宇宙</td> <td>機体システム、航行援助施設、宇宙環境利用、航空宇宙システム</td> </tr> <tr> <td>電気電子</td> <td>送配電変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備、電力・エネルギーシステム</td> </tr> <tr> <td>化 学</td> <td>セラミックス及び無機化学製品、有機化学製品、燃料及び潤滑油、高分子製品、化学装置及び設備、無機化学及びセラミックス、有機化学及び燃料、高分子化学、化学プロセス</td> </tr> <tr> <td>織 維</td> <td>紡糸・加工糸の方法及び設備、紡績及び製布、繊維加工、繊維二次製品の製造及び評価、紡糸・加工糸及び紡績・製布、繊維加工及び二次製品</td> </tr> <tr> <td>金 属</td> <td>鉄鋼生産システム、非鉄生産システム、金属材料、表面技術、金属加工、金属材料・生産システム</td> </tr> <tr> <td>資源工学</td> <td>固体資源の開発及び生産、流体資源の開発及び生産、資源循環及び環境、資源の開発及び生産、資源循環及び環境浄化</td> </tr> <tr> <td>建 設</td> <td>土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、都市及び地方計画、河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境</td> </tr> <tr> <td>上下水道</td> <td>上水道及び工業用水道、下水道、水道環境</td> </tr> <tr> <td>衛生工学</td> <td>大気管理、水質管理、廃棄物管理、空気調和、建築環境、廃棄物・資源循環、建築物環境衛生管理</td> </tr> <tr> <td>農 業</td> <td>畜産、農芸化学、農業土木、農業及び蚕糸、農村地域計画、農村環境、植物保護、農業・食品、農業農村工学、農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td>森 林</td> <td>林業、森林土木、林産、森林環境、林業・林産</td> </tr> <tr> <td>水 産</td> <td>漁業及び増養殖、水産加工、水産土木、水産水域環境、水産資源及び水域環境、水産食品及び流通</td> </tr> <tr> <td>経営工学</td> <td>生産マネジメント、サービスマネジメント、ロジスティクス、数理・情報、金融工学、生産・物流マネジメント</td> </tr> <tr> <td>情報工学</td> <td>コンピュータ工学、ソフトウェア工学、情報システム・データ工学、情報ネットワーク、情報システム、情報基盤</td> </tr> <tr> <td>応用理学</td> <td>物理及び化学、地球物理及び地球化学、地質</td> </tr> <tr> <td>生物工学</td> <td>細胞遺伝子工学、生物化学工学、生物環境工学、生物機能工学、生物プロセス工学</td> </tr> <tr> <td>環 境</td> <td>環境保全計画、環境測定、自然環境保全、環境影響評価</td> </tr> <tr> <td>原子力・放射線</td> <td>原子炉システムの設計及び建設、原子炉システムの運転及び保守、核燃料サイクルの技術、放射線利用、放射線防護、原子炉システム・施設、核燃料サイクル及び放射性廃棄物の処理・処分、放射線防護及び利用</td> </tr> <tr> <td>総合技術監理</td> <td>総合技術監理部門以外の技術部門及び選択科目（例：農業―農業土木、農業―農業農村工学、応用理学―地質など）</td> </tr> </tbody> </table>		技 術 部 門	選 択 科 目	機 械	機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器、流体機器、加工・生産システム・産業機械	船舶・海洋	船舶、海洋空間利用、舶用機器、船舶・海洋	航空・宇宙	機体システム、航行援助施設、宇宙環境利用、航空宇宙システム	電気電子	送配電変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備、電力・エネルギーシステム	化 学	セラミックス及び無機化学製品、有機化学製品、燃料及び潤滑油、高分子製品、化学装置及び設備、無機化学及びセラミックス、有機化学及び燃料、高分子化学、化学プロセス	織 維	紡糸・加工糸の方法及び設備、紡績及び製布、繊維加工、繊維二次製品の製造及び評価、紡糸・加工糸及び紡績・製布、繊維加工及び二次製品	金 属	鉄鋼生産システム、非鉄生産システム、金属材料、表面技術、金属加工、金属材料・生産システム	資源工学	固体資源の開発及び生産、流体資源の開発及び生産、資源循環及び環境、資源の開発及び生産、資源循環及び環境浄化	建 設	土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、都市及び地方計画、河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境	上下水道	上水道及び工業用水道、下水道、水道環境	衛生工学	大気管理、水質管理、廃棄物管理、空気調和、建築環境、廃棄物・資源循環、建築物環境衛生管理	農 業	畜産、農芸化学、農業土木、農業及び蚕糸、農村地域計画、農村環境、植物保護、農業・食品、農業農村工学、農村地域・資源計画	森 林	林業、森林土木、林産、森林環境、林業・林産	水 産	漁業及び増養殖、水産加工、水産土木、水産水域環境、水産資源及び水域環境、水産食品及び流通	経営工学	生産マネジメント、サービスマネジメント、ロジスティクス、数理・情報、金融工学、生産・物流マネジメント	情報工学	コンピュータ工学、ソフトウェア工学、情報システム・データ工学、情報ネットワーク、情報システム、情報基盤	応用理学	物理及び化学、地球物理及び地球化学、地質	生物工学	細胞遺伝子工学、生物化学工学、生物環境工学、生物機能工学、生物プロセス工学	環 境	環境保全計画、環境測定、自然環境保全、環境影響評価	原子力・放射線	原子炉システムの設計及び建設、原子炉システムの運転及び保守、核燃料サイクルの技術、放射線利用、放射線防護、原子炉システム・施設、核燃料サイクル及び放射性廃棄物の処理・処分、放射線防護及び利用	総合技術監理	総合技術監理部門以外の技術部門及び選択科目（例：農業―農業土木、農業―農業農村工学、応用理学―地質など）	第1-8条 第1-9条	第1-6条 第1-7条
技 術 部 門	選 択 科 目																																														
機 械	機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器、流体機器、加工・生産システム・産業機械																																														
船舶・海洋	船舶、海洋空間利用、舶用機器、船舶・海洋																																														
航空・宇宙	機体システム、航行援助施設、宇宙環境利用、航空宇宙システム																																														
電気電子	送配電変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備、電力・エネルギーシステム																																														
化 学	セラミックス及び無機化学製品、有機化学製品、燃料及び潤滑油、高分子製品、化学装置及び設備、無機化学及びセラミックス、有機化学及び燃料、高分子化学、化学プロセス																																														
織 維	紡糸・加工糸の方法及び設備、紡績及び製布、繊維加工、繊維二次製品の製造及び評価、紡糸・加工糸及び紡績・製布、繊維加工及び二次製品																																														
金 属	鉄鋼生産システム、非鉄生産システム、金属材料、表面技術、金属加工、金属材料・生産システム																																														
資源工学	固体資源の開発及び生産、流体資源の開発及び生産、資源循環及び環境、資源の開発及び生産、資源循環及び環境浄化																																														
建 設	土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、都市及び地方計画、河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境																																														
上下水道	上水道及び工業用水道、下水道、水道環境																																														
衛生工学	大気管理、水質管理、廃棄物管理、空気調和、建築環境、廃棄物・資源循環、建築物環境衛生管理																																														
農 業	畜産、農芸化学、農業土木、農業及び蚕糸、農村地域計画、農村環境、植物保護、農業・食品、農業農村工学、農村地域・資源計画																																														
森 林	林業、森林土木、林産、森林環境、林業・林産																																														
水 産	漁業及び増養殖、水産加工、水産土木、水産水域環境、水産資源及び水域環境、水産食品及び流通																																														
経営工学	生産マネジメント、サービスマネジメント、ロジスティクス、数理・情報、金融工学、生産・物流マネジメント																																														
情報工学	コンピュータ工学、ソフトウェア工学、情報システム・データ工学、情報ネットワーク、情報システム、情報基盤																																														
応用理学	物理及び化学、地球物理及び地球化学、地質																																														
生物工学	細胞遺伝子工学、生物化学工学、生物環境工学、生物機能工学、生物プロセス工学																																														
環 境	環境保全計画、環境測定、自然環境保全、環境影響評価																																														
原子力・放射線	原子炉システムの設計及び建設、原子炉システムの運転及び保守、核燃料サイクルの技術、放射線利用、放射線防護、原子炉システム・施設、核燃料サイクル及び放射性廃棄物の処理・処分、放射線防護及び利用																																														
総合技術監理	総合技術監理部門以外の技術部門及び選択科目（例：農業―農業土木、農業―農業農村工学、応用理学―地質など）																																														
<p>※下線部は、平成31年度の技術士試験改正以前の選択科目名称であるため、特別仕様書に記載する際は、改正後の名称についても併記すること。</p>																																															

別 紙				
内 容			特別仕様書	共通仕様書
② シビル コンサルティング マネージャー (RCCM)				
RCCMの部門				
1	河川、砂防及び海岸・海洋部門	12	地質部門	
2	港湾及び空港部門	13	土質及び基礎部門	
3	電力土木部門	14	鋼構造及びコンクリート部門	
4	道路部門	15	トンネル部門	
5	鉄道部門	16	施工計画、施工設備及び積算部門	
6	上水道及び工業用水道部門	17	建設環境部門	
7	下水道部門	18	機械部門	
8	農業土木部門	19	水産土木部門	
9	森林土木部門	20	電気電子部門	
10	造園部門	21	廃棄物部門	
11	都市計画及び地方計画部門	22	建設情報部門	

【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】

別紙○（第1-5条、第1-8条、4-1条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、設計業務にあつては、その割合が10分の8を超える場合にあつては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとする。

また、調査業務にあつては、その割合が10分の8.5を超える場合にあつては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあつては3分の2とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
設計業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額